

盛岡市建設資材廃棄物処理方法等通知書

年 月 日

盛岡市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
電話

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の5第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等の方法
- 4 再生、処分等に要する費用

備考 3及び4については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条の書面の写しの添付をもって記載に代えることができます。